

平成 23 年 9 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 回目の質問

10 番、八尾春雄です。6 問質問をいたします。

まず第 1 番目、馬見北 5 丁目の地区計画原案を速やかに公告・縦覧の手続をとることを求める。また、町原案をまだ示していない馬見南 4 丁目について、どのように進めるのか。

内容として、7 月 17 日、真美ヶ丘体育館で馬見北 5 丁目原案に関する賛否の話し合いが持たれ、約 70 名が出席した。これは、地区計画制定の次のステップに移るために必要と、町が同自治会にたつての要請を行い、自治会もやむなく同意して開催されたものであった。

①自治会が事前に心配していたとおり、かえって地権者間に亀裂を持ち込むものとなった。賛否の議論は既に尽きており、この制度に定める手続を粛々と進めることを町長が決意すべきものとするが、どうか。

②既存不適格建物の取り扱いについて、地権者説明会での説明と広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第 12 条の規定が乖離していることが今回判明した。今後どのように対応するのか。

③駆け込みで、町原案に抵触する計画があれば、町原案を遵守するように的確に指導してもらいたい。

④馬見南 4 丁目地区について、今後の方針を示してもらいたい。

大きな 2 番目でございます。町がしかるべく土地を確保して防災倉庫設置を促進してほしい。

内容として、各地で自主防災組織が結成され、防災倉庫の設置で活動を本格化しようとしておられることに敬意を表したい。ところが、ふさわしい土地確保がされていけば問題ないが、肝心の土地が定まらず、集会所土地では手狭で設置に難渋しておられる自治会がある。

①例えば該当地区の公共施設構内とか、例えば地区外であっても近隣の公園など、公共用地を提供しないと防災倉庫設置が進まない実態がある。土地の確保を自治会に求めるのは酷であり、町がしかるべく土地を確保して自治会と協議する必要があると考えるが、どうか。

②公共用地がない場合には、民間の土地を借り入れることも検討してもらいたい。

大きな 3 番目でございます。学校図書館の専任図書館司書の配置を求める。

内容として、平成 19 年、平成 20 年度に国の予算で支援スタッフが配置され、子供たちの貸出冊数が大きく伸長し成果を上げたことを認識しながら、国の予算措置が終了する

や、教員の兼任やボランティアで乗り切るとして、現在、専任図書館司書を配置していない。ことし2月25日、広陵町図書館で奈良県暮らし創造部主催「図書館と学校による読書推進に関する研究会」で、広陵町図書館名で専任図書館司書が配置されることの意義を明らかにしていることは重大な内容を含んでいる。

①子供たちの読書推進活動強化を目指し、町費での専任図書館司書配置を求める。

②教員が教育そのものに集中できる体制を整えるために、教育長として現場の声をどのように町政に反映するよう取り組んできたのか。これまでの在任期間中、実効を上げた実例を3点示されたい。

③「平岡仁のマニフェスト」（平成21年4月発行：元気な広陵町を創る会発行）で「学校教育支援助成制度をつくり、各学校の特色ある教育を進めます」と記載されている。この具体的な内容は何か。

この点について、教育長から御答弁をいただきますが、答弁の冒頭に質問内容を再読することは省いていただくようお願いするものでございます。

大きな質問の**4番目**でございます。学校給食は地場の生産品をもっと拡大してほしい。

内容、①広陵町や周辺地域で生産された農産物は現在どの程度活用されているのか。

②地産地消を進めるためには、規模の小さな調理場のほうが大きな調理場より進めやすい。小規模生産者を組織して肥料や農薬の管理についても細かく対応して、学校給食においても、農家が自家生産品を自家消費するのにできるだけ近づける努力をしてもらいたい。

③東日本大震災被災地での学校給食再開が給食センター方式より自校方式において素早いことが話題になっている。また、避難所の皆さんへの朝夕の温かい食事ができる利点もあり、非常時でのライフラインにもなっていることが指摘できる。学校給食が非常時でのライフラインにもなるのではないか。

大きな**質問事項5**でございます。

税金滞納者への対応は、親切丁寧を旨とし、礼節を重んずること。そうでなければ、善良な納税者を期待できなくなる。

内容として、町職員の税金滞納者に対する対応で、当事者が分割にしてもらいたいと相談に役場を訪れると、説明・相談を遮り、「あなたのところは差し押さえを検討している」と言われ、心外であったとの苦情が寄せられた。その後、滞納は完済しているが、今でも悔しい思いをしていると言っておられる。

①差し押さえというショッキングな要望を持ち出すタイミングは、どのように見計らっているのか。

②例えば、確定申告書を作成し、客観的な経済状態を示す根拠を納税者の側で用意することが重要であることをわかってもらうように呼びかけてはどうか。

大きな質問の**六つ目**でございます。

奈良県福祉部がまとめた「奈良県の健康づくりを考える」の中で、山添村の健康づくりの取り組みが紹介されている。

内容として①広陵町で参考になる点はあったか。

②今後どのように実践していくのか。

以上、答弁をお願いします。

平岡町長 1 回目の答弁

ただいま八尾議員から 6 項目の質問がございました。私から 4 項目お答えをします。

まず初めの、地区計画についてでございます。答弁として、馬見北 5 丁目と馬見南 4 丁目の地区計画策定についての質問ですが、7 月 17 日に開催した利害関係人による意見交換会の内容を受けとめ、馬見北 5 丁目の地区計画策定に際し、双方が合意できる案を作成するよう鋭意努力いたします。9 月中には都市計画審議会委員を対象とした会合を設けたいと考えております。

本地区における地区計画策定の基本的な考え方は、低層住宅地を考えております。竹取の丘につきましては低層住宅地ゾーンから除外し、新たなゾーンを設けていく選定もごさいます。

町並みをそろえる効果を有することから、今後とも条例第 12 条の規定は堅持していきたいと考えております。

また、現在、担当窓口や電話での問い合わせに対しましては、環境基準を設けていることや、同時に地区計画策定途上であることを伝えております。

次に、馬見南 4 丁目につきましては、8 月 30 日に馬見南 4 丁目自治会に地区計画原案をお示しをしました。調整が整えば順次進めてまいります。

2 番でございます。防災倉庫の促進ということで御質問をいただきました。

答弁として、8 月末現在の自主防災組織は、全 41 大字・自治会のうち、28 の大字・自治会で結成いただいております。そのうち 22 の地区に防災倉庫を設置させていただき、資機材を購入いただいている状況であります。

防災倉庫の設置場所については、地域の公民館や公園等公共施設に設置されているのが現状ですが、地域にこれらの公共施設がない場合は、防災倉庫にこだわらず、地域の集会所内の空きスペースに応じた防災資機材用の物置の設置も考えられますので、各自治会で御検討いただきたいと存じます。

また、町では公共施設等に設置できるよう配慮いたしますので、災害発生時に必要な資機材が有効に活用できるよう、できるだけ地域内の身近な場所に設置いただきたいと考えております。

次、3 番の学校図書館の専任図書館司書については、教育長がお答えを申し上げます。

また、学校給食の地場製品の拡大、このことも教育長がお答えをいたします。

次に、5 番でございます。税の滞納者への対応、職員の対応について問われています。

答弁として、滞納者との対応につきましては、個々の事情にあった適切な対応をすべく、本人からの生活状況の聞き取りはもちろんのこと、状況を把握すべく、現在、預金調査や

財産調査等を進めております。

「差し押さえ」という用語を交渉の手段に利用するのではなく、あくまで自主納付を勧めるものでございます。

また、確定申告や町県民税の申告は昨年中の状況であり、現在の状況を把握できるものではないため、過去3カ月の生活状況が確認できる所有財産申告書の提出を求めています。

低迷する経済状況の中で、生活困窮者と悪質滞納者の判断を慎重に行うため、今後も調査を進め、適切な対応を進めてまいります。

次、6番目でございます。山添村の健康づくりの取り組みについて紹介されたので、2点の質問がございました。

お尋ねの資料は、平成21年8月に奈良県福祉部がまとめた「奈良県の健康づくりを考える」のことであると理解いたします。

この中で参考資料として、山添村における健康づくりの取り組みについて紹介されております。この資料については、山添村は人口4,000人ほどの農業を主産業とした農山村で、1人当たりの老人医療費は県内で最も低い状態にあると紹介されています。

村直営の診療所に25年もの長きにわたってお勤めの医師がおられ、村民の健康をずっと見守ってこられたこと。また、往診時に保健師を同行して、医療と保健指導を同時進行の形で実施することができたことなどの要因により、非常にきめ細かな医療と保健体制を築いてこられたものと理解いたします。

町の規模は違いますが、本町においても町民の健康のために、従前からきめ細かな保健指導と啓発を行ってきているところです。

広陵町の取り組みといたしましては、各種がん検診の充実を図るとともに、平成20年度から40歳以上の国保加入者に特定健診を実施してまいりました。また、今年度から町独自で20歳から40歳未満の国保加入者に、早期から健康への意識づけをしていただくため、若年者健診を開始いたしました。

初年度ではありましたが、申込者も多数あり、早期から健康づくり対策として今後も充実させてまいります。

また、保健推進員につきましても、本町においては、昭和61年から現在までに延べ約1,000名もの方々に保健推進員として委嘱を行い、研修を重ねていただきました。

このことにより、地域や家庭で健康づくりに励む人をふやし、町全体の健康意識の向上に努めていただいております。以上のとおりでございます。

安田教育長1回目の答弁

八尾議員の質問事項3、学校図書館のことについての答弁をいたします。

学校図書館の専任図書館司書の配置を求めるとしてのお尋ねですが、お申し出のように、平成19年度と平成20年度において、国の支援を受け、学校図書館支援スタッフを配置

させていただいた経緯があります。

また、本年2月に平成22年度奈良県子ども読書活動推進事業として、「広陵東小学校の読書活動推進について」、「町立図書館と学校図書館の連携について」と題し、講演が広陵町立図書館でありました。

本年3月議会においても予算に対する反対討論の中で、この点について触れられておることは承知しております。

これまでの学校図書館司書に係る質問に対し「2年間の学校図書館支援センター推進事業の中から得たノウハウを生かして、図書館と図書委員（児童会）みずからが読書活動を広げるため、意欲を持って活動してくれています。特に傷んだ本の修理を手がけることにより、本を大切に作る意識が高まるとともに、子供たちが学んでいることは事実です。」と答弁させていただいております。

厳しい財政状況にあることを御理解いただきまして、今後、これまでのノウハウを生かし、さらに学校と町立図書館とが連携を深め、読書の推進を進めてまいります。

次に、教育長としてのこれまでの在任中、実績を上げた事例についての質問です。

まず一つとして、平成19年度、平成20年度の2カ年にわたり学校図書館司書を設置しておりましたことにより、子供たちの読書活動の充実や学習意欲の向上に成果を上げております。

2番として、障がいがあり、補助、介護を必要とする児童・生徒に対して、県の基準では対応できていないので、町独自で支援スタッフを各学校に配置させていただいております。

三つ目として、医療、福祉、教育が一体となって、障がいのある子供たちの教育相談のシステムを確立し、夏季教育相談セミナーを実施しております。

4番として、子供と親の相談員を各小学校に配置し、保護者を初め子供並びに教員の相談に当たっております。以上でございます。

町長のマニフェストにある「学校教育支援助成制度をつくり、各学校の特色ある教育を進めます」の内容については、各学校で特色ある教育を進めるに当たり、予算段階でその内容を吟味し、予算化した上で実施しているものです。

昨年度においては、各学校で全国都市緑化フェアの関係で環境緑化への取り組みとして、花いっぱい運動を展開いたしました。

次、質問事項4、学校給食の地場産のことでございます。

広陵町内で生産されました農産物では、コマツナ、チンゲンサイ、ホウレンソウ、ナスを学校給食で使用しています。

周辺地域での農産物の使用は、具体的に指示はしておりませんが、納入業者からは県内産の農産物の納入も多数あり、使用しています。

学校給食への地場農産物の納入には、常に安全で、安価で、新鮮なものを安定納入をしていただく必要があります。

地産地消を実践している朝市としては、町内には数件あり、そこに出品されている生産者は多数おられますが、いずれも個人出品者であります。

本町では、農産物出荷組合の丸広と同様な生産組合、出荷組合など数件組織されれば、給食調理施設の大小に関係なく学校給食において地場農産物の使用は可能と考えております。

次に、東日本大震災で学校給食再開では、被災地域の被害状況や学校施設の被害状況などにより大きく異なると考えます。

給食施設はセンター方式、自校方式、どちらも一長一短があります。いずれにせよ災害時の避難者救援のため、学校給食施設の利用可能なものは被災された方々のためにも活用せねばならないと考えております。以上でございます。

八尾第2回目の質問

答弁、ありがとうございます。

第1番目の質問でございます。地区計画のことについて、既存不適格建物の取り扱いについて説明が異なった件については、後から担当の部局から説明があり、直後にやっぱり説明をしていただく必要があると。

しかし、現在、具体的に名前申し上げますが、竹取の丘さんとは翠悠会さん、自治会、それから町の側でも、この地にずっとこの場で事業を行ってもらいたいということを前提にした相談をしようではないかということで町原案に対する賛成者がふえると、こういう結果になっておりますので、ぜひその線で調整をお願いしたい。

それから、駆け込みの件ですけれども、北5丁目の現地には環境基準というのがあり、それを紹介するし、地区計画の議論をしておるんだということをきちんと説明をするということですから、その点もぜひ進めていただきたい。

自治会が申請して、3年半たちますけれども、11軒目の家が今建っておりまして、一戸建ての家が建っておりまして、違反する物件は一つもありません。皆、町原案に沿った建物になっておりますのでよろしくお願いしたい。

南4丁目については、質問書を提出した時点でまだなんではないかというお話が間違っ
て伝わりまして、失礼をいたしました。示された中身は細かには掌握しておりませんが、伝え聞くところによれば、一戸建て住宅のエリア、Aゾーンですね。それから、企業が入っておられる、また介護保険施設がおられるBゾーンの側でいろいろやりとりがあるようです。

私は、自治会が現に住んでおられる人たちが要望を出しておられることについて、企業の側もきちんと答えていただくと、住民の意見をぜひ尊重した地区計画の内容を詰めていただくということをこの際、お願いをしておきたいと思っております。

その上で、北5丁目の問題に入りたいと思うんですが、7月17日の70名の賛否の話し合いのときには、町の職員も副町長以下8名ですか、来られておったかと思っております。

のときには、町原案に反対する意見、これです。それから、自治会が賛成する意見、これがあります。

それから、7月31日に代表というふうになっていますが、吉村浩一さんという方が地域に全戸配布された馬見北5丁目住民の方々へという、こういう文書があります。いずれも町のほうに写しをお渡しをしておりますので、町原案について賛成意見、反対意見がどのようなものになっているかについては、もうはっきりしているということなんで、どうするんですかということやりとりをしますと、8月中に町原案をどうするのかを示したいと、馬見南4丁目よりさきに返事をしたいんだと、こういうことで期待をしておりましたら、それが逆転しまして、先ほど答弁ありましたように、9月中に都市計画審議会委員を対象とした会合を持ちたいんだと、こんなお話でございます。中身がさっぱりわからないわけです。通常の手続にないやり方をとろうとしていると。

恐らく、都計審の方々がどういうふうに思われるかということはありませんけれども、地権者の中で争いをもうこれ以上激化させないでもらいたい、町としてはこれでいきたいんだということを覚悟を持って、やっぱり示していただくと。

副町長とやりとりしましたら、事務方がよく研究をして、最後は町長の判断であると、こういうことを言われて、自治会は待っておったものでございます。

町長は、会うことは否定しないがと言いながら、きょう、この後、副町長と吉村事業部長に会ってくれと、こういう返事でございます。私は2人の職員さんは大変有能であることは存じ上げておりますが、残念ながら町の責任者ではありません。町の責任者から一体どうするつもりなのかということ自治会がすぐに納得するかどうかは別にして、平岡町長の口からきちんと説明をしていただく必要があらうかと思いますが、その点どうでしょうか。

平岡町長 2 回目の答弁

地区計画については、きょうまで随分いろいろと協議をいただいて、おまとめをいただいているところに感謝を申し上げるところでございます。

もう大詰めに迫ってきた賛否両論があるわけですが、多くの人たちは原案どおり進めることに前向きにお取り組みをいただいて、最終決定をせねばならない状況に来ているわけです。

私ども都市計画審議会という最後のこうした地区計画についての広い知識をお持ちのお方がお集まりでございますので、こうした組織を最後の手段としてここで最後の御意見を聞いていただいて、そして我々にその結果をお伝えをいただく。そういう手段を講じたいと思います。私は、そこで御意見をいただければ、その方向で進めていきたいなと思います。

何せ、私も10年も町長をしながら、こうして逃れるわけにはいきませんが、最終の決定をする以上は審議会の御意見を尊重したい、このように思いますのでどうぞよろしくお

願います。

また、お会いすることにつきましては、すべて副町長、事業部長、お会いをいただいているわけですが、私はそのことをお会いして申し上げるしか腹案はありません。ここでお答えしたとおり実行するのみでございます。

八尾第3回目の質問

自治会の方といろいろ相談、話をしておりましたら、もう目の前で、町の職員の目の前で賛否両論闘わせた。それはもともと自治会は亀裂を生むからやめてくれというふうに言うてたけれども、町がたつてのお願いだと、そのことがなければ前に進まではないかと、こういうふうに説得をされて受け入れたものでございます。わかってますね。

そういうことまでやりながら、町長が8月中にきちんと案を出すんだということも守られない。都計審にこれで行きたいんだということを町長が言われれば、都計審の委員の方はそれなりに考えてくださるだろうし、反対しておられる方は、私は不満があるんだと。それは恐れ多くも、私はこういう反対意見があるんやということを所定の書式で権利として行使されたいことでもあります。

手続が全くそういう非常にイレギュラーなやり方をとっていることについて、そんなことやるんだったら、一体7割も8割も賛成者のあるような町原案を、これをそのまま置くわけにいかないんだと、昨年10月29日に裁判になってもこのことはやり遂げねばならんということを自治会役員の前で明言されたのは平岡町長、あなたですよ。そのことの責任どう考えてるんですか、はっきりしてください。

平岡町長3回目の答弁

なかなか熱の入った弁でございます。私は、最終決断をする以上は、広陵町の地区計画に最も詳しい都市計画審議会の皆さんの意を受けて決定をさせていただくものでございますので、大体、そのようになるのと違うんでしょうかね。反対するためにこの策を使っているではありません。皆さんの声を聞かせていただく、そして決定をするものでございますので、どうぞ、異論あつてやるものではないということを申し添えておきます。

八尾第2問目の2回目の質問

あいまいな答弁でしたけれども、反対のために都計審の委員さんに集まってもらうのではないというのは、初めて伺いました。しかし、それがどうなるかは私は見通しがわかりませんから、コメントする必要はないと思います。

2番目に移ります。防災倉庫の件であります。公共の土地を協議をしようと、こういうことでございます。

先日、担当のところに行きましたらこの資料をいただきまして、集会所の周辺の土地が狭いんだしたら、ちょっと小さめの倉庫があるんですがいかがですかと、こういう話です。

ところが、実際聞いてみますと、いざというときには、やっぱり40人、50人の地域の住民がそこへ集まって、さあ皆さんどうしようかというて相談することをせなあかんから、そうすると場所がないんですよ。

だから、実際問題は、やっぱり横峯公園あたりを貸していただくというふうにしないと、前に進まないんじゃないかと思っております。

自主防災会の担当者は、公園だったら都市整備課へ行き、体育館だったら教育委員会に行くと、たらい回しにされると、こういうのは町がきちんとここでどうかという提案をしてもらわな話が進められないではないかということも言うところわけです。その点、もう少し協力していただけますか。どうですか。

山村副町長の2回目の答弁

馬見北5丁目の公共施設といいますと、集会所以外には真美ヶ丘体育館がございますので、真美ヶ丘体育館を第一候補にして、協議をするようにと私も指示をいたしております、担当のほう、真美ヶ丘体育館駄目だというふうにはお答えしてないと思います。

そちらの方向でまず協議をいただいて、それでも、そこが無理となれば横峯近隣公園のほうにシフトしていただいてもいいのかなと思うんですが、地区を越えますので、理想は真美ヶ丘体育館ではないかと思えます。そちらで協議を進めるよう、私も指示をいたしておりますので、御協議いただきたいと思えます。

八尾3回目の質問⇒第3番目の質問の2回目の質問

その話を教育委員会に持っていきましたら、現地は保育園の送迎の車が出入りするし、死角ができるのでどうだろうかというので難色を示されたものでございます。

きょう、そういうことで答弁がありましたから、早速担当者にも私のほうからもお伝えをして一番いい、適切なところを段取りするようにしたいなど、こういうふうに思っております。

次、3番目行きます。学校図書館の件については、この3月の予算審査のときにも私、るる申しました。これはなかなか大事な取り組みであります。これがそのときいただいた奈良県の暮らし創造部の資料でございます。平成19年度、平成20年度に支援スタッフの方がおられたときの貸出冊数が物語るように、専任の人がいることがどれだけ大切なことか、今さらながら考えさせられると、これが広陵町図書館名で出された文書であります。全県の先生方も来ておられます。

こういう取り組みについて、いわば、継続をしていただかんらんということをもっと教育長の側が財政担当の側にきちんとアピールする必要があるんじゃないか。例えば、私、きのう図書館の予算を500万円、財政課の側から500万円削減をと言われた話を、もう一度500万円補正予算組んで復活させたという経過ありましたですね。これは、なぜそうなったのかと言ったら、一つ一つの本、この本買いたい、こういう経過だということ

もきちんと言った上で説得をする、頑張ると。もっと子供たちにお金をかけてほしいんだということ力を込めて説得をするということをしなきゃいけないのに、教育長は、私は安易に妥協したんじゃないかと思うんですよ。

その妥協の根拠は一体何なのかといたら、今、話題になっている例の財政再生化の文書であります。坂口部長は議会では、広陵町の財政はまだ余裕があるかのように言っておられますが、こんな表示があります。経常収支比率で類似団体平均値を5.1%と大幅に上回っている。前年度より2.5%改善したものの、財政の硬直化傾向は続いていると。これが坂口部長が奈良県に報告をされた中身であります。ですから、財政担当者としては、現場の方からこれだけの予算くれというふうに言われても、いや、あかんと、こういうことでやりとりがあるわけですね。

そうするとね、子供たちの教育に対する、成長に対する思いというものをやっぱり安田教育長、長年教職の場におられて、子供たちの成長ということも見てこられたわけだから、熱を込めて口説いていただくということをやってもらわなあかんと思いますが、できなかったことは、やっぱり反省してもらわなあかんと思いますよ。どうですか。

安田教育長の2回目の答弁

熱が入ってない、できなかったことについてはあなたの責任だと言われればそうかもわかりませんが、この事業というのは文科省がやるモデル事業は、これは本当に今言われているモデルなんですので、こういうことをやったらこういうような効果も出ますよということは何年かの間を区切ってやるのがモデル事業なんです。

それを今度は地元を受けて、そのやったその成果をやっぱり学校が引き継いでいって、それをまた国は、また県は他の学校に広げながらレベルアップを図っていこうとするのがモデル事業だと思っております。私自身もそのように思っております。

やっぱり、その終わるときに、この東小学校の前ときは真美ヶ丘第二小学校のほうもこの文科省の表彰を受けてくれて、その後も東小学校もくれました。確かに、本当に一生懸命やってくれて、いい成果は上がったと思っているわけですけども。

そしたら、やっぱり落ちるかなといたら、確かにそれは、おられるときとおられないときとはやっぱり数字的には落ちていることは確かです。

しかし、子供たちもやっぱり先生方も一生懸命に自分たちで運営していこうと、そして、やっぱり教育の目的の一つである自主的な活動というものをどんどんと進めていかなくてもはならないのじゃないかなと思います。

ある意味で言いますと、このモデル事業は機関車であるわけですけど、機関車は客車の前に行くわけですけども、おられなくなったときにはやっぱり客車の後ろからアップしていくことも、また横に沿いながら進めていくのも一つの方法だと思っております。

それはあることにこしたことはないと思っております。以上です。

八尾3回目の質問

安田教育長、あなたの責任やって私はっきり言いましたけど、そのことの根拠の一つにもう一つあります。

学校へ行きますが、ぐあいの悪い子供はどこに行くかといったら保健室に行くんですね。実は、図書室に行く場合もあるらしいですね。例えば専任の図書館司書の人がいまいたら、どうしたのと、声掛けまして、こういう本あるよと、読んでみないいうて、授業に行きなさいと言わないわけですよ。受け入れると。そこでいやされるといいますか、ちょっとだけ、じゃあ1時間だけ図書館でいよかな、こういうふうにして気持ちをまた取り直して授業に行くと、こういう効果もあるんだということをお方から私教えてもらいました。

私、こういう経験がないものですからわからなかったわけですけどね。だから、いわば子供たちの駆け込みの場所という側面だってあるわけですよ。そこに、例えば担任の先生が兼任であったり、ボランティアの人がおられたらいいですよ。あるいは、だけど非正規で体制が非常に不十分だという中で、そこまで細かいところに目がやれるかと。だから、自主的にやるのはいいですよ。個人が、子供らが自分で本を読むと、僕はこういう本を読んだんだと、それはよろしいですよ。クラスで一生懸命やるのもよろしいですよ。

私が言うてるのは、そういうふうについた子供たち、困難を抱えた子供たちをやっぴり救済をする。それから本を好きになつてもらう、それが将来に向けて教育の基盤づくりだと思うから、この点は非常に大事なことであつて、教育長もこの実効ある措置の3点示してくださいといううちのちゃんと一つに入れておられるわけだから。

国から来た金がこういう形で成功したということをお認識するんであれば、ぜひこれは町のお金でやつてもらわなあかんということをおもう一回、例えば来年の平成24年度の予算で入れてもらいたいわけだ、僕は。その点どうですか。

安田教育長3回目の答弁

ちょっと図書館の病気との関係を言われましたけども、これは1年間の中でどんだけあるか。それとまた、先生方の話なんですけども、先ほど言いましたように、うちの町のほうには特別支援学級、またそこに入らない子なんですけども、私ら、言葉は悪いですけども、境の子と、こういうことと呼んでいるわけなんですけども、それについての支援スタッフ等も入れておりますので、各学校がそのことについては対応していただいていると思っております。病気で帰らなくてはならない子は、やっぴり家との連絡も取っているわけなんです。

あと、来年度のことについては、やっぴりもう一度国の事業がどんな形であるかというようなことも考えながらもう一度考えていきたいと思っております。以上です。

八尾第4番目の質問の2回目の質問

国の状況もあるというふうにするならば、現場を束ねる教育長としては、これはもう復活してもらわなあかんということをおもう明言してくださいよ。それがなかったらあかんと思

いますよ。

4番目の学校給食について申し上げたいと思います。昨日、学校給食の特別会計に関する議論の中で、私ここの一般質問でやろうとしていた議論の幾つかを申しましたので、重ならないように申し上げたいと思いますが、一つは、スクールランチが学校給食の一つの形態だというふうな認識があるようですが、それは全くの間違いでございます。中学生の食事のあり方として、それが本当にいいかどうかという吟味をしていただくのであれば、それは大いにしていただいたらいいですが。

今求められているのは、小学校には既に完全給食の学校給食があるわけですよ。中学校にしてほしいという声があるのをどういうふうに理解して進めるのかということなんですね。

きのう、町長は、前提として、スクールランチのことについても小学校の給食のあり方についても反省しなきゃいけない点があるんで、この学校給食の検討会で全部入れてしまおうやというふうなことを言われました。私は、中学校給食はまずやると、やるけれどもどんな中学校給食にするのかということを検討する会議ならよろしいということと言ったわけです。しかし、町長は先ほどそういった答弁をされました。

町長、これ撤回していただく必要がありますが、撤回してください。

平岡町長の2回目の答弁

いや、撤回はしません。私は信念を持って給食検討、また中学校のスクールランチについても現在はそれでいいという人もあるんですから、全くすべて否定されている人はありません。

10%の人がスクールランチでもいいと言ってる人があるんです。また、あれを改善したら、それでもいいという人もあるわけですから、現在の給食のあり方、小学校、中学校、さらに幼稚園、保育園の給食までもお考えをいただく。

そうして、もっと広げれば給食のセンター方式の場合ですよ、センターの場合はただ学校の給食だけでしないで、もっと高齢者の給食をもそこを中心に提供することができないのか、そういうこともあるわけです。

学校は学校だけでいいわけですがけれども、自校方式の場合は学校もまた地域の高齢者や障がい者、また食事のできない状況に追いやった家庭に対して応援できないか、こういう福祉の給食についてもお考えをいただこうと、私はそういうように思っておりますので、給食すべてについて検討をいただく幅広いものでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

八尾3回目の質問

きのうの答弁ともあわせて、今の御答弁もいただきましたけれども、学校給食というのは教育の一環だろうと思います。

しかし、今、町長の答弁は福祉と取りまぜるといいますか、合体すると。事業としてどういうふうにするのかという組み立てる場合にはそういう発想も要るんでしょうけども、今は中学校の給食をどうするのか、これがやっぱり焦点になろうかと思えます。

そういう意味で、センター方式だとか、あるいは小学校の給食も含めて民営化というようなこともこのリストに載せて学校給食検討会議を提起されたことについては大変危険な動きだなと、こういうことで私、警戒をせざるを得ない。

それで、そのときの一つのポイントとして、子供たちがどうかと。小学生であれば60%が弁当がいいと、こういうふうに答えたんだという報告がありました。このことについて、山田光春議員は、私は子供の目線で考えるからそれがええの違うかと、こんな意見も言っておられましたけどね。小学校の給食やめにするのと、私びっくりしましたし。

それから、先ほどの山村美咲子議員の食育に関する事で、大変矛盾した発言をしておられたのでちょっと言いますけれども、配られた、中学生は大人の体をつくる大切なときですというふうに言って、この時期は鉄分、カルシウムが不足しがちです。将来に向け1日三食、主食、主菜、副菜がそろったバランスのよい食事を取り、夜食をとる場合は消化のよい軽めのものにしましょうということが書いてあるわけです。

だから、こういうことが小学生なり中学生が全部完全にわかっていた上でアンケートをとってその結果なのかどうかと。今は、私はわかってないんじゃないかと思うんです。きちんと伝わってないんじゃないかと思うんです。そういう中で、子供らは自分が好きなものを欲しいんだと、だから弁当がいいんだということになってるんじゃないかという思いをしてるわけです。

だから、子供の言うことを聞くのか、保護者の言うことを聞くのかと、半ば相対立するかのような発想で物事を考えておられるようですけども、食育を進めるという観点でするなら、やっぱり子供たちが今、そんな現状にある。私、奈良教育大学の生協におったんですけどね、あそこの先生方になる学生ですよ。名前言ってええのかな。CMというある携帯式のCMを持ってましてね、これを1日何箱か食べたら必要な栄養素が全部とれるんやとかいって、喜んで食べてたことがありましたけどね。そういう人が将来先生になってもろて大丈夫なんかしらということを生協の理事会で議論したことがあります。

それから、栄養失調になった学生もおりましたですよ。調べた1週間たばこコーヒーなんですね。必要なものを食べてないんですよ。どうしてそうなのかということ先生がいろいろ聞き取りして調べたんですけど。なら、食べるということについて学んだことがないんですよ。学校の先生になるのにであってですよ。そんな状況があって、私ショックなことで、生協の職員として非常に反省をしたことを思い出しました。

だから、事ほどさように、いろいろなことで学ぶわけだから、今はやっぱり学びの季節だと、小学校、中学校というのは成長の時期なんだから、それがまだきちんと食育が行き渡ってないと、こういう状況になってるんだということを前提にした議論の仕方というのをさせていただく必要があるんですけど。食育というものをそういうふう考えるというの

は、私の考えは間違ってますか、どうですか。

安田教育長の3回目の答弁

今、議員が言われたように、私は山田議員の言われているのととり方が少し違うんです。

というのは、私は今の小学校の子供が中学校へ来たときの意見を言ってるのであって、小学校の今の給食を丸ペケを言ったんじゃないと、私はそのように感じております。もし、間違いであったら、また言ってもらったらいいと思います。私はそういうふうに。だからこそ、子供の目線に立ってという言葉が使われたんじゃないかなと思っております。

それから、もう一つ、今言われているように、食事のことについて言われましたけども、私はこの前の答弁のときにも言わせてもらいましたけども、やっぱり食事を考えていくときに、朝昼晩、この三食の中で栄養のバランスを考えると同時に、食事の栄養素的なものは今の給食では行き渡っているんだけど、中学生という思春期になれば個人差も大きいということでやっぱり考えていかななくてはならない。

私はそのときに、初期の給食の目的は達成されたということをあえて言おうか言おまいかなと思っておったんですけども、そういう意味で言っておきました。

それでよろしいですか、今の回答で。

八尾第5番目の質問の2回目の質問

了解はいたしませんけれども、教育長の考え方は一部わかりました。

次に移らなあかんのですね、そうですね。

答弁の中で、丸広と同様な組合をつくってもらったら地場産品の使用は可能だというふうに答弁いただきましたから、こういう動きを具体的に進めていくことが私非常に大事だと、こういうふうに思いました。

次に、税金滞納者の問題にいきたいと思います。平成22年度事務報告書101ページに滞納処分実施状況というものが掲載をされております。広陵町の場合、平成20年度の差し押さえ29件が、平成21年度が166件、平成22年度が232件というふうに急増をしているわけです、差し押さえです。

質問の中で、王寺町のように国税徴収法に基づいて、あなたの資産はどれだけあるんですかという、全部調べ上げて、それで差し押さえだと、こういうようなやり方をとってないんだということで私思ってたんですが、答弁によると、前年度の確定申告書の作成だけではすぐの所得がわからないので、所有財産申告書の提出を求めていると。なんだ、国税徴収法と同じやり方だと、こういうことがわかりました。奈良県で15町がありますが、王寺町に次いで広陵町は2番目の差し押さえ件数でございます。

これも、奈良県が発表している県内市町村の平成21年度行財政状況についてと、こういうのがあります。この中に、平成21年度の差し押さえ件数、トップの王寺町が294件、広陵町が166件、田原本町が100件、三郷町が99件、上牧町が97件と、こう

いう件数の多いのが5件あるわけです。とうとう、硬直化の中で、財政状況が極めて厳しいという中で差し押さえの場合も仮借のないやり方になっておるんじゃないかと。

きょう質問した方は完済したんですよ。完済したんですけど、私のとこに来られまして、分割でお願いしようと思って行ったんやと、役場に行ったんやと。あんたところはもう差し押さえせなあかんで最初から言われたと、わしは非常に心外やったというて怒っていたわけです。

だから、そういう納めたくても納められない人と、それから悪質とよく言われますけれども、そういう人の区分けをどういうふうにつけるのか。

それで、その方はよくよくじっと聞いてみたら、差し押さえというのは普通余りないんですよ。お友達とか、そんなこともないでしょう。公権力のやっぱり行使なんですって。差し押さえっていう言葉が来たらびびっと来たというわけですよ。一体、いつの段階でその差し押さえという言葉を使って収納対策やってるんですか。

坂口部長の2回目の答弁

きのうも同じようなことを言われたと思いますけれども、税金滞納者の対応は親切丁寧に実際行っております。

現実に個々の案件につきまして、いつの時点で、いつ何をするというのは決まっております。これは、やはり人と人との話し合い、交渉の結果でございます。

それから、よく今のようなお話の仕方で、片一方の方の意見だけを聞かれて、それがすべてそのような話であるかというようにおっしゃるのもいいわけではありますけれども、全体をとらえていただいて、やはりそこらも考えていただきたいと思います。

また、滞納者の対応につきましては、実際には親切丁寧に行っております。滞納の差し押さえが多い、多いのを何も自慢するわけではございませんが、多いからよくやってる、そういうのではなく、仮に実際の話で担保として、分納できちっと何も払えないんだと、そのような場合、担保として、町としてもこのままいけば何ほでも積み重なっていきますので、担保で差し押さえをさせていただいていると。差し押さえさせていただいてよろしいですかと、というような聞き方でも言っております。

また、その逆に、悪質という言い方、語弊ありますけれども、何遍話をしようとか何遍行こうと、何をしようとか全く来ない状態のものもございまして。そのようなものを預金調査等いたしますと、どこそこの銀行には何ほ何ほある、どこそこの銀行には何ほ何ほあるというような場合、あて先に差し押さえをいついつさせていただきますという形でやらせていただいているというのが現状でございます。どうぞ御理解いただきたいと思います。

八尾第3回目の質問

理解せよと言われたけれどもなかなか理解がしがたい話です。何となれば、個々の状況によって随分違うからです。

私、実はSOSがあったときに同席をさせていただくことがたまにあります。滞納して人とね、収納対策部行ってやりとりをするわけです。そのときには乱暴なことを言われませんか、職員は。どういうふうになってるんですかと、最初督促を出してます、返事になかったら、今度はこういう書類が行きます。3番目の段階ではこういうふうになりますと。町としては収納を図る立場からこういう仕組みになっておりますのでぜひ協力してくださいと、こういう話ですよ。非常によくわかるんです。

ところが、私、同席してないときね、そのままで行かれるとそういうふうな態度、相手見て対応変えてるんかと思って、非常に不快な思いをしたこともあります。

そういう問題について、やっぱり親切丁寧にというふうに言われたんだったら、今の部長のお言葉を、私、その相談があった方にそのとおりに伝えます。どんな顔されるか。一緒に一回行きますわ。きちんとやっぱり解決せんとあかんことですからね。一つ解決したら、良循環でなるほど役所というのは困ったときに相談に行けるとこやというふうにならなかつたらおもしろくありませんからね。その点、私も協力したいというふうに思っております。

次の問題に行きます、あと5分しかありませんから。

奈良県の健康づくりを考えるとということでもあります。このことについては、「奈良県の健康づくりを考える」これでございます。奈良県のホームページに出ております。おしりのほうに山添村における健康づくりの取り組みと、こういうのがあります。

実は、奈良広陵九条の会が主催をして映画の鑑賞会がありまして、「いのちの山河～日本の青空」いうて、町長も確かごらんになったと思います。岩手県の沢内村で村長さんが高齢者の医療費を無料にしたり、あるいは乳幼児の死亡をなくしたという、大変感動的な映画がありました。

あのとき、その制度をやろうとして岩手の県庁に行ったら、県庁の役人さんは何と言ったか。医療費を払えということと払わんでもええいうところができるから不公平やと、だから、それは違法やとって言うたんですね。けども私は、国民健康保険、その当時のですよ、国民健康保険法に違反してるかもしれないけれども日本国憲法には反してないんだと、憲法25条をちゃんと守っておるんだというて頑張っって全国の先鞭を切ったと、こういうことです。

そこで仕事をされた先生ですね、この方が山添村においでになって、地域を歩いているんな相談に乗って健康の指導をしてこういう成果があったと、こういうことなんです。

例えば、野菜を中心とした食生活、健康的な生活習慣、老いも皆、家の中、近所において役割を持っている。農業をしている人が多い。高齢者の就業率が高い。医師の往診の回数をふやして訪問指導を行ってきた。健康診断を受けることを奨励している。保健推進員の研修をしている。ざっとこれぐらいあります。答弁にもその中身がちゃんと出てますので、認識していただいていると思います。

例えば、今度のパークゴルフ場の問題についても、ランニングコストをね、がくんと来

ないでくださいね、ランニングコストをそのまま利用者に負担してくれということじゃなくて、例えば高齢者の人が気軽に軽い運動をするということであれば、非常に大きな意義があるんじゃないかと私は思っているわけですよ。

だから、そういう点もきちんと意識をして、あるいは老人会とか、区長、自治会長会とか婦人会とか各種団体の方にもこういう成果をぜひみんなで作ろうではないかと。そして、医療費を下げて、国民健康保険税もそれにふさわしく下げて、私たちの生活も守っていかうかないかと。これは町が税金を取り立てるか取り立てないかという話と違うと。私たちの町なんやから、私たちが払うた税金が効果的に使われるかどうかということをごいう形で示したいんだということをごひアピールをしてほしいと思うんですね。その点、吉村部長、どうですか。

吉村部長の3回目の答弁

山添村のお医者さんというの、私も存じ上げている方でございます。大変すばらしい先生でございます。

本題と関係ないですけど、御披露だけしておきます。奈良県の弓道連盟の会長をなさっている吉本先生のことではないかなと思います。私も指導を受けたことがございます。

パークゴルフと医療費、福祉ということできなり私のほうにお振りをいただきましたけれども、そういうことは当然行政の担当者として総合的な考え方のもとに今回の料金についても計上をさせていただいたと、上程をさせていただいたというように認識をしておりますので御理解いただきたいと思います。

八尾

突然の指名にもかかわらず、的確な御答弁賜りましてありがとうございます。

この事業もぜひ成功させて、やっぱり健康な方をふやすということと一緒に取り組んでまいりたいと思います。質問、以上で終わります。